

新旧対照表

※軽微な追記・修正は省略。

神奈川県高齢者虐待防止対応マニュアル対応編（令和7年度改訂）

新	旧	頁 (新)	備考
1 高齢者虐待対応についての基本的な考え方 高齢者虐待は、高齢者と養護者の人間関係や介護疲れ、ストレス、介護や疾病に関する知識不足、経済的な問題など、様々な要因が深く絡み合うことで起こります。そのため、虐待を受けた者への支援は勿論のこと、虐待者の抱えている問題についても十分アセスメントし、多面的に支援（<u>高齢者と養護者の利害対立への配慮・虐待の発生要因と関連する課題への支援・支援機関への適切なつながり等</u>）をすることが重要となります。 また、高齢者に対する虐待の発生予防にはじまり、虐待を受けた高齢者自身については、安心・安全を保障された生活を取り戻し、<u>権利利益が損なわれることなく</u>安定した生活が継続できるよう、切れ目のない支援体制を整備することが求められています。 3 調査及び指導の実施主体 【虐待防止対応の実施主体】 イ 養介護施設従事者等による虐待：養介護施設等の所在地の市町村が実施します。 ※ 施設入所する高齢者が住民票を移していない場合や、介護保険法の住所地特例等により、保険者が別市町村の場合であっても、施設所在地の市町村が実施します。なお、対応については、該当する高齢者に関する基本情報を有する「保険者である市町村」と「調査を行う市町村」との間で、速やかな情報共有と適切な連携が必要<u>です。</u>	1 高齢者虐待対応についての基本的な考え方 高齢者虐待は、高齢者と養護者の人間関係や介護疲れ、ストレス、介護や疾病に関する知識不足、経済的な問題など、様々な要因が深く絡み合うことで起こります。そのため、虐待を受けた者への支援は勿論のこと、虐待者の抱えている問題についても十分アセスメントし、多面的に支援することが重要となります。 また、高齢者に対する虐待の発生予防にはじまり、虐待を受けた高齢者自身については、安心・安全を保障された生活を取り戻し、安定した生活が継続できるよう、切れ目のない支援体制を整備することが求められています。 3 調査及び指導の実施主体 【虐待防止対応の実施主体】 イ 養介護施設従事者等による虐待：養介護施設等の所在地の市町村が実施します。 ※ 施設入所する高齢者が住民票を移していない場合や、介護保険法の住所地特例等により、保険者が別市町村の場合であっても、施設所在地の市町村が実施します。なお、対応については、該当する高齢者に関する基本情報を有する「保険者である市町村」と「調査を行う市町村」との間で、速やかな情報共有と適切な連携が必要<u>となります。</u>	30 30	・高齢者及び養護者に対する具体的な支援の一例を追記。

<u>また、県（高齢福祉課及び県保健福祉事務所）、政令市本庁主管課の高齢者福祉（高齢者虐待防止、権利擁護）担当等は、必要に応じて、関連市（区）町村間の協議や連携に関する調整・支援をする用意をあらかじめしておくことも、迅速な対応を進めるうえで効果的です。</u>	（追加）	・県や政令市は、必要に応じて、関連市区町村間の協議や連携に関する調整を行うと追記。
4 高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合 <u>高齢者の住所地と居住地が異なる場合の対応主体</u> <u>相談・通報・届出の受付、事実確認等の対応</u> <u>高齢者の居住地の市町村が通報・届出を受け、事実確認等の対応を行います。高齢者の住民票所在地市町村は、必要となる各種情報の提供をはじめ、居住地の市町村と連携協力体制を築きながら、高齢者の安全確保や虐待対応にも協力します。</u> <u>老人福祉法のやむを得ない事由による措置等</u> <u>基本的には、高齢者の居住地の市町村が対応します。</u> <u>※居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行う。</u> <u>成年後見制度の市町村長申立</u> <u>基本的には、生活保護の実施機関、入所措置の措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の支給決定市町村が実施します。ただし、高齢者の居住地の市町村の申立ても認められています。（関係市町村間で協議し、高齢者の権利利益を守ることが必要）</u> <u>※施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。</u> <u>上記を参考に、高齢者の住所地と居住地が異なる場合においては、関連市町村間で協議の上、対応主体を明確にした上での対応が求められます。</u>	4 高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合 （追加）	30 ・高齢者の住民票所在地と高齢者の現在生活している場所が異なる場合に、「通報受付、対応」、「やむ措置」「成年後見制度の市町村長申立て」それぞれの対応主体を整理した。 ただし、関連市町村間で協議の上、対応主体を明確にすると追記した。

5 通報の義務について <u>上記により、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合に通報義務が課せられており、そうでない場合でも努力義務が課せられています。また、養介護施設従事者等は、業務に従事している施設又は事業所において、従事者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合においても、通報義務が課せられています。</u> <u>通報者への対応に関する留意事項</u> <u>○通報者等への対応</u> <u>通報者等に対して再度確認が必要な場合もあるため、通報者等の氏名や連絡先、連絡方法などを確認しておく必要があります。また、市町村として行う一般的な対応の流れについて説明をします。</u> <u>○匿名通報の場合</u> <u>匿名による通報等の場合、通報者に関する守秘義務によって通報者名が知られることはないことを説明した上で、通報等の具体的な内容（虐待が発生した日時、誰が、誰に対して、どのような虐待をしたか、虐待者及び被虐待者の住所及び氏名、通報者はどのようにしてその情報を把握したのかなど）を聞き取ります。また、今後も情報提供等の協力を依頼する可能性があることから、当該市町村のみが連絡先の情報を取扱うことを説明した上で、通報者の連絡先を聞き取ります。</u> <u>○通報者等へのフィードバック</u> <u>市町村の調査により発覚した事実や、その後の経過等については、守秘義務や個人情報保護の観点から、通報者に伝えることができません。</u>	5 通報の義務について (追加)	31 ・従事者（職員）による虐待を発見した場合、養介護施設等は市町村へ通報しなければならない。 ・匿名通報でも、通報者に関する守秘義務と匿名性が守られることを説明した上で、可能な限り、詳細の情報や、再度の情報収集のために通報者の連絡先を聞き取る対応をする。 ・守秘義務、個人情報保護の観点により、市町村が調査で得た情報を通報者に伝えることはできない。
--	--------------------------------	---

6 通報者の保護 <u>なお、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。高齢者虐待の事実がないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、高齢者虐待防止法第 21 条に規定する「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」について通報したことにはなりません。</u> <u>※「過失によるもの」とは、「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待を現認した上での通報でなければ過失ありとされるのではなく、虐待があると信じたことについて一応の合理性があれば過失は存在しないと解されます。「一応の合理性」とは、高齢者の状態や様子、虐待をしたと考えられる従事者等の行動、様子などから、虐待があったと合理的に考えられることを指します。</u> <u>また、養介護施設従事者等による高齢者虐待の場合、虐待を通報した職員に対して、施設側から損害賠償請求が行われる事案が発生していますが、適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に施設側から損害賠償請求を行うことは、適切に通報しようとする職員を萎縮させることにもつながりかねないものであり、通報義務や通報者の保護を定めた法の趣旨に沿うものではありません。</u> 【参考】相談・通報記録票（記載事例） <u>□既往歴（ ）</u> <u>親族状況</u> <u>過去のトラブルの有無</u> <u>□無 ☒介護ストレス ☒介護観の相違 ☒家族不和 ☒金銭問題 ☒困窮 ☒価値観・思想の相違 ☒性格 ☒精神疾患 ☒孤立 ☒その他</u>	6 通報者の保護 (追加) (追加) 世帯状況 (追加) 【参考】相談・通報記録票（記載事例） (追加)	32 ・全国的にみると、適切に通報されているにも関わらず、施設が通報した職員を犯人捜しのように特定したり、通報者に対し訴訟を起こす事例がみられている。 このような行為は、高齢者虐待防止法の趣旨に沿うものではない。 34 ・既往歴と過去のトラブルの有無の記入欄を追加。 35 ・【世帯状況】と書くとき世帯が同一の者と誤解されることから、【親族状況】とした。
---	---	--

<u>備考</u> 9 虐待対応にあたる上での心構え (4) プライバシーに配慮する 相談や調査内容は、家族関係の複雑なものが多く、本人や家族も他人に知られたくないと思っている場合も多くあります。ケース検討会議や情報交換を行う際には、プライバシーに十分配慮し、関係者にも守秘義務を徹底する必要があります。高齢者虐待にかかわる個人情報の本人以外からの収集や提供については、<u>従前は各地方自治体ごとに定める個人情報保護条例等に基づいていましたが、令和5年の個人情報保護法改正法により、個人情報保護に関する地方自治体の規律も、個人情報保護法第5章によって統一されることになりました。</u> <u>○個人情報の保有</u> <u>具体的には、まず行政機関が個人情報を保有するにあたっては、個人情報保護法第61条第1項の規定に基づき、法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要があります。</u> <u>高齢者虐待防止法に基づく事実確認や対応の事務は、「法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務」に該当します。</u> <u>○保有個人情報の利用・提供</u> <u>その上で、地方自治体が保有する保有個人情報の利用・提供については、法令に基づく場合を除き、利用目的の範囲内で行うことが求められます。ただし、個人情報保護法第69条第2項各号に該当する場合には、利用目的の範囲外で臨時的に利用・提供することが可能です。</u> <u>○虐待対応協力者の個人情報の取扱い</u> <u>市町村が虐待の有無や緊急性の判断を行う上で、医療・福祉等関係者や地</u>	9 虐待対応にあたる上での心構え (4) プライバシーに配慮する 相談や調査内容は、家族関係の複雑なものが多く、本人や家族も他人に知られたくないと思っている場合も多くあります。ケース検討会議や情報交換を行う際には、プライバシーに十分配慮し、関係者にも守秘義務を徹底する必要があります。高齢者虐待にかかわる個人情報の本人以外からの収集や提供については、あらかじめ市町村の「個人情報保護条例審議会」に諮問し、確認を得ていくことが大切です。 (追加)	36 37	・備考欄を追加。 ・令和5年度個人情報保護法改正法に基づく、高齢者虐待対応時の個人情報の取扱いについて整理した（国マニュアルに準拠）。
--	---	---------------------	---

<u>域住民からの通報や情報提供が不可欠です。</u> <u>虐待のおそれのある世帯に関する様々な情報は、極めて秘匿性の高いものであり、関係者・関係機関等にも守秘義務規定がありますので、それを保障することが必要ですが、</u> <u>高齢者の権利と利益、生命、身体又は財産の危険にもかかわる問題であり、情報を適切に収集・共有することに高い優先順位があります。</u> <u>この趣旨により、高齢者虐待防止法は、国民に通報義務を課し、市町村に虐待の事実確認のための情報収集権限を付与しており、担当課からの照会には、他部署はもちろん、他市町村や他の機関、民間協力団体もこれに協力する必要があります。</u> <u>医療・福祉等関係者や委託包括等が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、原則として特定された利用目的の達成に必要な範囲で当該個人情報を取り扱う必要があります（個人情報保護法第17条第1項、第18項第1項）</u> （削除） 第三者提供の制限（個人情報保護法第27条第1項）の例外規定<u>より一部抜粋</u> 個人情報の取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 <u>一 法令に基づく場合</u> <u>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本</u>	なお、医療・福祉関係事業者は、個人情報を第三者に提供する場合について、原則として本人の同意を得ることが必要です。しかし、高齢者虐待事案については、関係者が連携して解決にあたることが重要であることから、個人情報保護法第23条第1項第2号（以下、「個人情報保護法」という。）に該当するものとして情報提供を行うことが可能となっています。 第三者提供の制限（個人情報保護法第23条第1項第2号）の例外規定 個人情報の取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき	37	
--	--	-----------	--

人の同意を得ることが困難であるとき <u>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</u> 10 個人情報の保護等 相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。 (削除) また、高齢者虐待事案への対応では、当該高齢者や養護者等に関する情報は第三者提供の制限の例外として扱われる場合もありますが、相談窓口が複数になる場合等には、相談記録等の取扱いルールを定めることが必要です。 <u>(9) 深刻度の判断</u> <u>「虐待の深刻度」は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度を示す指標として、国による「法に基づく対応状況調査」で使用されている指標です。深刻度の定義は、緊急性の判断と同様に複数名で組織として検討するものです。深刻度の区分は、4（最重度）、3（重度）、2（中度）、1（軽度）の4段階として、虐待の深刻度計測フローの活用等により判断することとなります。</u>	(追加) 10 個人情報の保護等 相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。 なお、個人情報保護法では、以下の2点が義務づけられています。 ①本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと（第16条、利用目的の制限） ②本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと（第23条、第三者提供の制限） また、高齢者虐待事案への対応では、当該高齢者や養護者等に関する情報は第三者提供の制限の例外（前頁参照）として扱われる場合もありますが、市町村で定める個人情報保護条例の運用規定と調整を図り、特に相談窓口が複数になる場合等には、相談記録等の取扱いルールを定めることが必要です。 (追加)	37 42	・リスク評価の指標の一つとして、「虐待の深刻度」と「深刻度区分」、「深刻度計測フロー図」を追記した。
---	--	---------------------	---

<u>参考 施設従事者による高齢者虐待における虐待の程度（深刻度）計測フロー</u> <u>フロー図</u> <u>深刻度区分 説明</u> <u>1（軽度）医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。</u> <u>2（中度）権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。</u> <u>3（重度）権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。</u> <u>4（最重度）権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。</u>			
<u>表 深刻度区分の例</u>		42	
【参考】高齢者虐待リスク評価票 5. 繰り返されるおそれが高い <u>□⑩虐待者の判断能力の低下、非現実的な認識</u> 7 被虐待者に虐待につながるリスク要因がある <u>□⑰外部サービス利用に抵抗感がある</u> <u>□⑱障害・疾病（□疑い）</u> 8、虐待者に虐待につながるリスク要因がある <u>□㉓介護力の低下や不足</u> <u>□㉔孤立・補助介助者の不在等</u>	【参考】高齢者虐待リスク評価票 (追加) (追加) (追加)	43 47	・高齢者虐待リスク評価票各項目の具体項目を追記した。※参考 令和5年度老健事業 自治体による高齢者虐待対応の標準化及び体制整備に資するAI等の活用に関する調査研究事業報告書 付録2作成した標準帳票

□②⑦「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー □②⑧外部サービス利用への抵抗感 □②⑨ひきこもり □③⑩他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりづらさ □③⑪飲酒の影響 □③⑫依存（アルコール、ギャンブル、関係性等） 9、虐待につながる家庭状況がある □③⑬家庭内の経済的利害関係（財産、相続） □③⑭（虐待者以外の）他家族との関係の悪さほか家族関係の問題 その他 □④①ケアサービスの不足の問題 □④②ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題 □④③その他の要因（			
第2章 虐待防止対応について (削除) 養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図1/2） 養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図2/2）	第2章 虐待防止対応について 養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図1/2） 養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図2/2） (追加)	50 51	・令和元年度マニュアルの対応フロー図を削除し、国マニュアルのフロー図を追加。
1 養護者による虐待への対応 高齢者虐待防止法では、高齢者や養護者への相談・指導・助言、養護者による高齢者虐待に係る通報・届出の受理、高齢者の安全確認などの事実確認、養護者の負担軽減のための相談・指導・助言その他必要な措	1 養護者による虐待への対応 (追加)	52	

<u>置に係る業務の全部又は一部を地域包括支援センターなど高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに事務委託することができることとされています（第17条第1項）。</u> <u>＜高齢者虐待防止法に定められている委託可能な事務の内容＞</u> <u>① 高齢者や養護者への相談、指導及び助言</u> <u>② 高齢者虐待に係る通報又は届出の受理</u> <u>③ 高齢者の安全確認などの事実の確認のための措置</u> <u>④ 養護者の負担軽減のための措置</u> <u>⑤ 財産上の不当取引による被害の相談、関係機関の紹介の実施</u> <u>立入調査のような行政権限の行使については、介護保険法第115条の46第2項の規定により市町村が設置する地域包括支援センターを除き、地域包括支援センターに対して事務を委託することができません。委託型地域包括支援センターは、市町村からの依頼に応じて、関係機関のひとつとして市町村職員が実施する立入調査に同行し、高齢者の生命や身体の安全や生活状況等の確認などの役割を遂行します。</u>		52	・委託型包括は、立入調査の権限行使ができないが、市町村の依頼に応じて同行し必要な役割を遂行する。 ※参考：令和6年度「国マニュアル」改訂に伴う高齢者虐待対応に関するQ&A
（1） 相談・通報時の対応 ア 相談者の状況（市町村調査結果から） 国が実施した直近の虐待防止法に基づく状況調査によれば、市町村が受ける虐待相談の多くは、<u>警察</u>からによるもので、次いで<u>ケアマネジャー</u>からでした。<u>相談・通報件数は毎年過去最高値を更新し続けており、相談のきっかけも多岐にわたっています。</u>	（1） 相談・通報時の対応 ア 相談者の状況（市町村調査結果から） 国が実施した直近の虐待防止法に基づく状況調査によれば、市町村が受ける虐待相談の多くは、ケアマネジャーからによるもので、次いで<u>警察</u>からでした。 また、高齢者本人や家族・親族からの相談も1～2割の市町村で受けており、近隣や病院からの相談も見受けられました。今後、高齢者虐待防止についての普及啓発が進めば、相談件数の増加は勿論のこと、相談	52	・最新の調査結果の内容に更新。

(3) 組織としての虐待疑義案件の協議 ウ 虐待の疑いについての対応 (ウ) 虐待の疑いがないと判断した事例（相談継続の必要なし） <u>・高齢者への相談継続は必要ないが、家族等への支援が必要な場合は他機関への取次・斡旋を行う。</u> (7) 訪問調査による安否確認 ア 訪問調査の必要性 相談受付直後における高齢者の安全と事実の確認は、その後の虐待<u>有無の判断</u>や対応の必要性や内容を判断していくうえで極めて重要です。そのため、高齢者虐待防止法第9条第1項には、「直接訪問」という言葉はありませんが、過去の記録や伝聞（伝え聞き）による情報に基づいて判断を行うのではなく、担当者が高齢者の<u>居所</u>に直接訪問して、高齢者の安全<u>確認</u>と事実関係を確認する必要があります。 ☆立入調査を実施する上でのポイント ④ 立入調査を実施する際の危険性を想定し、警察に<u>事前に情報提供し、必要に応じて</u>協力を依頼する。 <u>(立入調査)</u> <u>第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援セン</u>	のきっかけも多岐にわたることが予測されます。 (3) 組織としての虐待疑義案件の協議 ウ 虐待の疑いについての対応 (ウ) 虐待の疑いがないと判断した事例（相談継続の必要なし） 他機関への取次・斡旋 (7) 訪問調査による安否確認 ア 訪問調査の必要性 相談受付直後における高齢者の安全と事実の確認は、その後の虐待<u>の認定</u>や対応の必要性や内容を判断していくうえで極めて重要です。そのため、高齢者虐待防止法第9条第1項には、「直接訪問」という言葉はありませんが、過去の記録や伝聞（伝え聞き）による情報に基づいて判断を行うのではなく、担当者が高齢者<u>を</u>直接訪問して、高齢者の安全と事実関係を確認する必要があります。 ☆立入調査を実施する上でのポイント ④ 立入調査を実施する際の危険性を想定し、<u>必要であれば</u>警察に協力を依頼する。 (追加)	53 ・虐待の疑いがなく高齢者への相談継続が必要なくても、家族等への支援が必要な場合は、市町村・包括の担当者が他機関への取次・斡旋を行う。 56 ・市町村による虐待の判断は行政処分ではない。行政処分である要介護認定等との混同を防ぐため、「虐待認定」の表記を「虐待有無の判断」に変更した（国マニュアルに準拠）。 57 ・立入調査を実施する際には、警察に援助を求めるか否かにかかわらず、事前に情報提供をする）。
---	---	---

<u>ターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。</u> <u>2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</u> <u>3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u> <u>(警察署長に対する援助要請等)</u> <u>第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。</u> <u>2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。</u> <u>3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。</u> ☆虐待有無の判断のポイント <u>④ 程度や行為に至った背景ではなく、実際に行われた「行為（言動）」から虐待の有無を判断する。</u> <u>「虐待有り」と判断した時の養護者の状態によっては、虐待であると</u>	☆虐待の事実認定のポイント (追加)	66	※参考：令和6年度「国マニュアル」改訂に伴う高齢者虐待対応に関するQ&A ・立入調査の根拠法（高齢者虐待防止法第11条）を本文に追記。
---	----------------------------------	-----------	---

<u>の告知や養護者 から高齢者（介護）を取り上げる論調ではなく、市町村が「虐待有り」と判断した「行為（言動）」が、高齢者本人の権利を侵害する行為であることや、高齢者に与える影響をわかりやすく伝えた上で、その「行為（言動）」が再発しない為には、どうすれば良いかを一緒に考えていく姿勢で高齢者の安全確保及び養護者の支援を行うなどの配慮が必要です。</u> 《虐待<u>有無の判断</u>に関するQ＆A》 Q 3：養護者が介護サービスの利用料を支払わない場合、経済的虐待として判断する必要があるか。 A 3：厚生労働省マニュアル「高齢者虐待の類型」では、経済的虐待は、「本人の合意なしに、<u>又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や</u>本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。」とあり、具体的な例として挙げている中に、「入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を<u>滞納する。</u>」という記述があります。 この記述<u>を基に</u>各事例について判断する必要があります。認知症が<u>ある</u>高齢者は、<u>認知症の程度によって、</u>本人の合意や本人の希望について<u>の判断が難しい場合があるので、必要に応じて、</u>成年後見制度や日常生活<u>自立</u>支援事業の利用を<u>検討する</u>必要があります。 また、<u>高齢者本人の権利擁護について、</u>法律上の判断が難しい場合は、弁護士等へ相談することも考えられます。	《虐待<u>の事実認定</u>に関するQ＆A》 Q 3：養護者が介護サービスの利用料を支払わない場合、経済的虐待として判断する必要があるか。 A 3：厚生労働省マニュアル「高齢者虐待の類型」では、経済的虐待は、「本人の合意なしに、財産<u>や金銭を使用し、</u>本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。」とあり、具体的な例として挙げている中に、「入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を<u>支払わない。</u>」という記述があります。 この記述<u>から</u>各事例について判断する必要があります。認知症高齢者は、本人の合意や本人の希望について<u>は、判断が難しいと言いますが、このような状況では、</u>成年後見制度や日常生活支援事業の利用を<u>早急に</u><u>行う</u>必要があります。 また、法律上の判断が難しい場合は、弁護士等へ相談することも考えられます。	69 ・虐待の程度や背景等により虐待の判断を躊躇するという意見があったことを踏まえ、虐待の有無は実際に行われた行為（言動）から判断することを追記した。行為（言動）に焦点を当てることで、虐待が再発しないことを共通認識にした支援が期待できる。 ・経済的虐待の定義を国マニュアルの記述に合わせて修正した。 ・認知症があると一概に判断が難しいと読み取れてしまうため、記述を見直した。
--	--	---

(12) 事後評価（モニタリング） ケースの状況に合わせて評価時期を設定し、高齢者・養護者への支援により虐待の状況が改善しているかどうか、<u>前掲の高齢者虐待リスク評価票等により、評価時期ごとにリスク評価を行うと同時に、</u>新たな問題の発生の有無等について確認し、その後の支援について調整します。検討にあたっては、地域ケア会議やネットワーク会議を活用<u>することも</u>考えられます。	(12) 事後評価（モニタリング） ケースの状況に合わせて評価時期を設定し、高齢者・養護者への支援により虐待の状況が改善しているかどうかや、新たな問題の発生の有無等について確認し、その後の支援について調整します。検討にあたっては、地域ケア会議やネットワーク会議の活用<u>等</u>が考えられます。	72	・評価の指標として、前掲のリスク評価で再評価することを追記した。
<u>対応段階における目標や対応方法の変更の必要性を検討するための確認事項例</u> <u>○高齢者</u> <u>・虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。</u> <u>・対応を行った結果、虐待解消に向けた新たな課題が生じていないか。</u> <u>・虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。</u> <u>・高齢者の意向を確認しているか。</u> <u>・高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。</u> <u>・高齢者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。</u> <u>○養護者</u> <u>・虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。</u> <u>・対応を行った結果、養護者に新たな課題が生じていないか。</u> <u>・虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。</u> <u>・虐待を解消していくために、養護者支援の必要性が生じていないか。</u> <u>・養護者の意向を確認しているか。</u>	(追加)	72	・評価時の確認事項として、左記を追記した。

・<u>養護者の状況や生活に改善が見られているかどうか。</u> ・<u>養護者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。</u> ○<u>その他の家族</u> ・<u>他の家族の関わりによって、虐待の解消が図られる状況にあるか。</u> ・<u>他の家族の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。</u> ・<u>対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。</u> ○<u>関係者（近隣・地域住民との関係を含む）</u> ・<u>関係者の関わりによって、虐待の解消が図れる状況にあるか。</u> ・<u>関係者の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。</u> ・<u>対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。</u> 出典：社団法人 日本社会福祉士会、市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011，p. 109.			
2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応 (削除) 図 <u>都道府県が指定権限を有する介護保険施設・事業所の場合</u> 図 <u>介護保険事業所として未指定の養護老人ホーム、有料老人ホーム（含む未届施設）の場合</u> 図 <u>市町村が指定権限を有する地域密着型介護保険事業所の場合</u>	2 養介護施設従事者等における高齢者虐待と対応 図 養介護施設従事者等における高齢者虐待と対応 (追加)	75 75 76 77	・令和元年度県マニユアルのフロー図を削除。 ・社会福祉士会マニユアルから引用し、フロー図を追加。

(1) 養介護施設とは (7) 地域密着型サービス事業者 <u>⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u> <u>⑧看護小規模多機能型居宅介護</u> <u>(10) 介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス事業</u> <u>①訪問型サービス</u> <u>②通所型サービス</u> <u>③その他生活支援サービス</u> <u>④介護予防支援事業（ケアマネジメント）</u> ※ 上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応 上記に該当しない施設等については、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による<u>高齢者虐待</u>」の規定は適用されません。（有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅等）しかしながら、<u>その施設等における業務に従事する者による虐待が疑われる場合は、従事者が「高齢者を現に養護する者」に該当する為</u>、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことになります。 <u>有料老人ホームの定義…老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス（複数可）を提供している施設。①食事の提供 ②介護（入浴・排泄・食事）の提供 ③洗濯・掃除等の家事の供与 ④健康管理</u> <u>また、現在、有料老人ホームとしての届出がされてない施設等であっても、後から、上記①～④のサービスの提供が確認された場合は、県が施設等に対して、届出を行うよう指導します。</u>	(追加) ※ 上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応 上記に該当しない施設等については、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による虐待」の規定は適用されません。（有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅等）しかしながら、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことになります。	78 78 79	・有料老人ホームの定義を追記した。 ・見届けであっても虐待対応においては有料老人ホームとみなして対応する。
--	--	-------------------------------	---

<u>(6) 事実確認における根拠法</u> <u>高齢者虐待防止法第 24 条では、「市町村が第 21 条第 1 項から第 3 項までの規定による通報若しくは同条第 4 項の規定による届出を受け、又は都道府県が第 22 条第 1 項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。」と規定しています。そのため、養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応においては、自治体内の高齢者虐待対応担当部署と老人福祉法各担当部署、介護保険法各担当部署等が連携・協働して対応する必要があります。</u> <u>また、通報等があった当該養介護施設等の指定権限が都道府県にある場合、市町村は、高齢者虐待防止法第 22 条第 1 項に基づき報告を行い、指定権限を有する都道府県と連携・協働して対応することが不可欠です。</u> <u>事実確認の準備段階で整理した情報を該当部署・関係機関等に照会し、その内容を確認します。事実確認等は基本的に通報等を受けた市町村が第一義的に行います。市町村が事実確認及び指導を行う場合は、高齢者虐待防止法第 24 条を受け、老人福祉法第 5 条の 4 第 2 項第 1 号「老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること」に基づき事実確認を行い、同項第 2 号「老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと」に基づき、事実確認及び指導を行うことが可能です。また、市町村は介護保険法第 23 条に基づき、都道府県は介護保険法第 24 条に基づき事実確認を行うことも可能であり、いずれも養介護施設等へ</u>	(追加)	80	・事実確認における根拠法を項目立てて追記した（国マニュアルに準拠）。 ・養介護施設・事業所の所在地の市町村が通報を受け事実確認を行う。 ・市町村は、高齢者虐待防止法第 24 条を受け、老人福祉法第 5 条の 4 第 2 項第 1 号、第 2 号に基づき調査及び指導を行う。
---	-------------	-----------	---

<u>直接訪問して行いますが、これらの場合は、あくまでも当該養介護施設等の任意の協力のもとに行われることが前提となりますが、利用者の生命や身心の安全に危害を及ぼすおそれがある場合や、当該養介護施設等の協力が得られない、あるいは事実の隠蔽や虚偽報告等が疑われる際は、行政処分の可能性を視野に入れ、直ちに立入検査等（監査）に切り替えて事実確認を行う必要があります。なお、事実確認の実施方法の判断は管理職を含めて行います。</u> <u>また、立入検査等（監査）による事実確認を実施する場合は、証拠隠滅等を防ぐため、事前に連絡する必要はなく、立入検査等の開始時に、根拠規定、日時及び場所、担当者、当該養介護施設等の出席者（役職名等で可）、必要な書類等、虚偽の報告又は答弁、検査忌避等による罰則規定等を記載のうえ、通知を行います。なお、証拠保全や通報者保護の観点からも、立入検査等（監査）による事実確認を実施する理由は、伝える必要がありません。</u> <u>出典：「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和7年3月厚生労働省老健局 p 104）</u> <u>老人福祉法及び介護保険法に基づく立入検査等</u> <u>介護保険法に基づく施設・事業所</u> ・<u>居宅サービス：第 76 条</u> ・<u>地域密着型サービス：第 78 条の 7</u> ・<u>居宅介護支援：第 83 条</u> ・<u>介護老人福祉施設：第 90 条</u> ・<u>介護老人保健施設：第 100 条</u> ・<u>介護医療院：第 114 条の 2</u> ・<u>介護予防サービス：第 115 条の 7</u> ・<u>地域密着型介護予防サービス：第 115 条の 17</u> ・<u>介護予防支援：第 115 条の 27</u>	(追加)	81	
--	-------------	-----------	--

<u>老人福祉法に基づく施設・事業所</u> ・第 18 条 <u>(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)</u> ・第 29 条第 13 項 (有料老人ホーム) <u>(8) 虐待の事実が認められなかった場合</u> <u>市町村による事実確認調査の結果、虐待の事実無しと判断された場合、市町村は、その旨、施設・事業所に対し報告し、業務の合間を縫って施設内の巡回やヒアリング、記録の確認等の調査に協力して頂いたことに謝意を伝えると共に、今後も高齢者虐待防止の為に、市町村と連携した対応をして頂くよう協力をお願いをして調査を終了します。</u> <u>また、事実確認を実施した市町村担当職員より、県高齢福祉課宛てに、高齢者虐待の事実無しと判断した旨を報告します。</u> <u>仮に、市町村による事実確認調査において、虐待の事実は無くとも、運営基準違反が疑われる状況が発見された場合は、市町村が施設・事業所に対して指導すると共に、県又は市町村の運営指導所管課に情報提供し、対応を引き継ぎます。</u> 【参考】虐待状況の改善に向けた通知（例） 標記について、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく通報に対して○年○月○日に実施した<u>高齢者虐待防止法／介護保険法／老人福祉法第○条に基づく事実確認</u>調査の結果については、別紙のとおり通知します。 改善すべき事項が認められましたので、<u>改善計画を令和○年○月○日までに提出願います。なお、改善計画をもとに、定期的な訪問や聞き取り</u>	(追加) 【参考】虐待状況の改善に向けた通知（例） 標記について、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく通報に対して○年○月○日に実施した調査の結果、改善すべき事項が認められましたので、事業所として高齢者虐待防止に取り組み、高齢者の人権を尊重し、尊厳の保持に努めていただきますようお願いいたします。	82 83	・虐待の事実が認められなかった場合の対応を項目立て追記。 ・高齢者虐待の事実が認められた場合の通知に、根拠法と改善計画の提出を追記した（国マニュアルに準拠）。
---	--	---------------------	---

<u>等の調査を行う予定です。</u> 事業所として高齢者虐待防止に取り組み、高齢者の人権を尊重し、尊厳の保持に努めていただきますようお願いいたします。 【参考】虐待状況の改善<u>計画</u>（例） 令和〇年〇月〇日付で、受理しました改善通知について、別紙のとおり改善<u>計画を作成</u>しましたので報告します。 （9）養介護施設等における高齢者虐待の認識 養介護施設従事者等は高齢者介護の専門職であり、「高齢者虐待防止法」に定義される高齢者虐待行為は決して許されないことであるという認識が求められます。しかし、介護「する」「される」という行為は、常に従事者と利用者の間に力関係を生じさせる危険をはらんでいます。施設内や家庭内などの限られた、あるいは外部から遮断された空間の状況では、時間に追われたり、従事者の不足等の要因により、<u>虐待等が疑われる対応</u>が行われる可能性は否定できません。 また、そうした<u>虐待等が疑われる対応</u>が日常化すると、高齢者虐待の認識そのものが希薄になってしまうおそれもあります。 （11）県への報告 養介護施設従事者による高齢者虐待の<u>通報を受けた市町村は、速やかに県と</u>情報を共有し、発生した虐待疑義内容の調査・<u>虐待有無の判断</u>・虐待状況の改善・終結までの間、連携して<u>対応すること</u>が求められます。<u>特に、悪質なケースと判断したため、県の迅速な対応を行う必要がある事案や、県と共同して事実確認を行う必要がある事案は、迅速に連携し対応します。</u>県への報告は、虐待に関する通報が寄せられた時点で	【参考】虐待状況の改善<u>報告</u>（例） 令和〇年〇月〇日付で、受理しました改善通知について、別紙のとおり改善しましたので報告します。 （7）養介護施設等における高齢者虐待の認識 養介護施設従事者等は高齢者介護の専門職であり、「高齢者虐待防止法」に定義される高齢者虐待行為は決して許されないことであるという認識が求められます。しかし、介護「する」「される」という行為は、常に従事者と利用者の間に力関係を生じさせる危険をはらんでいます。施設内や家庭内などの限られた、あるいは外部から遮断された空間の状況では、時間に追われたり、従事者の不足等の要因により、<u>適切な対応</u>が行われる可能性は否定できません。 また、そうした不適切な対応が日常化すると、高齢者虐待の認識そのものが希薄になってしまうおそれもあります。 （9）県への報告 養介護施設従事者による高齢者虐待の<u>情報が寄せられた場合、通報を受けた市町村とその県は、速やかに</u>情報を共有し、発生した虐待疑義内容の調査・<u>虐待認定</u>・虐待状況の改善・終結までの間、<u>状況に応じた</u>連携が求められます。県への報告<u>に関しては</u>、虐待に関する通報が寄せられた時点で県の担当課へ第一報をいれるとともに、状況に応じて相互に情報を交換します。また、市町村が虐待<u>を認定し、当該施設に対しての指</u>	85 ・養介護施設・事業所は市町村の通知を受けて、改善計画を作成し市町村に提出する。（参考：神奈川県高齢者虐待発生後対応マニュアル） 87 ・「不適切なケア」の扱いで「虐待」と判断されなかった事案の中に、実際には高齢者への虐待に該当するものがみられたことから、「不適切なケア」という表記を「虐待等が疑われる対応」という表記に変更した（国マニュアルに準拠）。 87 ・特に悪質なケースは調査段階から県と共同して対応する。
--	---	---

県の担当課へ第一報をいれるとともに、状況に応じて相互に情報を交換します。また、市町村が虐待<u>の事実ありと判断した</u>時点で、報告書「養介護施設従事者等による高齢者虐待について」を作成<u>し県に</u>送付します。 養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告） <u>虐待判断日</u> <u>令和〇年〇月〇日</u> <u>（削除）</u> 3 その他 （１）身体<u>的拘束等</u>の取り扱いについて <u>利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、(※) 5年間保存することの規定を設け、全ての介護サービス事業者において、身体的拘束等は原則として禁止されています。</u>（※）記録の保存期間については、神奈川県の規定による。 <u>また、令和6年度の介護報酬改定において、施設系・居住系に加え、短期入所系・多機能系サービスにおいても、「身体的拘束等の適正化のための措置」が義務づけられ、措置が講じられていない場合、身体拘束廃止未実施減算が適用されることになりました。</u>	導内容の確定と、施設側による改善計画の方向性が示された時点で、報告書「養介護施設従事者等による高齢者虐待について」を作成し送付します。 養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告） （追加） 書式 養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告） 3 その他 （１）身体拘束の取り扱いについて 身体拘束は、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」等において、緊急やむを得ない場合の身体拘束が認められていますが、不適切な対応の中で拘束を行った場合は、 高齢者虐待として対応する必要があると考えられます。「緊急やむを得ない場合」については、以下の3要件が挙げられてています。	88 90	・市町村が虐待と判断した時点で県に報告書を提出する。 ・報告書に虐待ありと判断した日付を追記。 ・「身体拘束」の表記を「身体的拘束等」（身体的拘束その他入所者等の行為を制限する行為を意味する）に統一した。 ・身体的拘束等の適正化のための措置の義務化と、身体拘束廃止未実施減算の適用について追記。
---	--	---------------------	---

<u>また、令和 6 年度の介護報酬改定において、施設系・居住系に加え、短期入所系・多機能系サービスにおいても、「身体的拘束等の適正化のための措置」が義務づけられ、措置が講じられていない場合、身体拘束廃止未実施減算が適用されることになりました。</u> <u>身体的拘束等の適正化のための措置</u> ① <u>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況ならびに 緊急やむを得ない理由を記録すること。</u> ② <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> ③ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> ④ <u>従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> <u>上記、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合以外の身体的拘束等は高齢者虐待に該当します</u> <u>また、「緊急やむを得ない場合」については、以下の 3 要件が挙げられます。</u> <u><緊急やむを得ない場合に検討する 3 要件></u> <u>なお、これらの 11 項目は、あくまで例示であり、他にも身体的拘束等に該当する行為があることに注意する必要があります。</u> <u>身体的拘束等に対しては、高齢者への身体的拘束等を必要としない状況を目指し、「緊急やむを得ない場合」に該当する 3 要件の再検討等を行うとともに、高齢者や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、</u>	<u><身体拘束の 3 要件></u> (追加)	90 91	・「身体拘束の 3 要件」→「緊急やむを得ない場合に検討する 3 要件」に修正。 ・緊急やむを得ない場合の適切な手続きについて記載。
---	--	---------------------	--

<u>拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得る努力が求められます。高齢者や家族に対して、身体的拘束等の説明を行い、理解を得ることは、単に同意書があればよいことではなく、家族の希望があれば身体的拘束等を行うことができるということでもありません。あくまでも、「緊急やむを得ない」場合であることの客観的な判断が必要であり、慎重かつ十分な手続きのもとでなされる必要があります。</u> (2)「やむを得ない事由による措置」について ア 「やむを得ない事由による措置」とは <u>認知症等により、サービス利用契約を結ぶことができない場合や、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などについて、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るためには、適切に「やむを得ない事由による措置」の適用を行う必要があります。</u> 利用できるサービスは以下のとおりです。 <u>□看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）</u> ②高齢者自身が施設入所を明確に拒否した場合 <u>高齢者に認知症があることや、養護者を恐れて明確な意思を表示しない・できない状態であることがあります。その場合、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るためには、原則として、適切に措置の適用を行う必要があります。また、高齢者に意思能力が十分にある場合に、高齢者が明確に施設入所を拒否した場合は、市区町村長が当該高齢者の権利侵害を阻止するための根拠を明確にし、かつ、可能な限り、高齢者の同意を得た上で措置の実施を検討します。</u>	(2)「やむを得ない事由による措置」について ア 「やむを得ない事由による措置」とは サービス利用契約を結ぶ能力に欠ける認知症高齢者である場合や、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などについて、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るためには、適切に「やむを得ない事由による措置」の適用を行う必要があります。 利用できるサービスは以下のとおりです。 (追加) ②高齢者自身が施設入所を明確に拒否した場合 やむを得ない事由による措置は、事実上困難となりますが、判断能力が不十分であると考えられる場合については、措置の必要性をよく協議したうえで、成年後見制度等の速やかな利用を検討します。	91 92 99	・「やむ措置」で利用できるサービスで看護小規模を追記。 ・判断能力が十分にある高齢者が明確に入所を拒否した場合でも、高齢者の生命の危険を回避し保護することを優先する。その際に高齢者に行政の判断根拠を説
---	--	-------------------------------	--

<u>(3) 養護老人ホームへの措置（老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号）</u> <u>市町村は、「65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なもの」を養護老人ホームに入所させる措置を、必要に応じて講じなければなりません。虐待は、「環境上の理由」の「家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合」に該当します。養護老人ホームが所在していない市町村であっても、他の市町村に所在する養護老人ホームへの入所を措置することも可能ですので、養護老人ホームの設置状況等について把握しておくことが必要です。また、養護老人ホームは、定員の 20 パーセントの範囲内で契約による入所も可能であることから（「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」令和元年 7 月 2 日老高発 0702 第 1 号）、措置による入所だけでなく契約による入所についても検討することが必要となります。</u>	(追加)	100	明し説得する。 ・養護老人ホームへの措置について項目立て追記（国マニュアルに準拠）。
<u>(4) 養護委託による措置（老人福祉法第 11 条第 1 項第 3 号）</u> <u>市町村は、「養護者がいないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不適當であると認められるもの」の養護を「養護受託者」に委託することが老人福祉法第 11 条第 1 項第 3 号に規定されています。「養護受託者」とは、「老人を自己の下に預かって養護することを希望する者であって、市町村が適当と認めるもの」をいい、基本的には家庭に高齢者を預かることを想定しています。この養護委託は、「団体の長」として「社会福祉法人等の長」へ養護委託を行うことも想定されており（「老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について」（昭和 62 年 1 月 31 日社老第 9 号）、「等」に医療法人の長も含められると解されます。</u>	(追加)	101	・養護委託による措置について項目立て追記（国マニュアルに準拠）。

<u>虐待対応において、医療的処置（透析、胃ろう等）等が必要な高齢者の保護について、老人福祉法第11条第1項第2号に基づいた「やむを得ない事由による措置」は、医療機関や老人保健施設等が対象になっておらず、分離保護が求められるケースにおいて受け入れ先がないなどの例がみられますが、基本的には、本人を説得して入院、契約による入所を行うこととなります。関係者の協力が得られる場合、状況に応じ、医療機関の長や老人保健施設の長等を同法第11条1項第3号の「養護受託者」として対応することも考えられます。</u> <u>○老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について（昭和62年1月31日社老第9号）</u> <u>第四 養護委託の際の手続き等</u> <u>4 団体の長への養護委託を行う場合は、前記3のほか、次の事項に留意すること。</u> <u>（1）委託先は、社会福祉法人等とすること。</u> <u>（2）養護受託者たる団体の長は、ボランティア等の協力を得て養護を行って差し支えないこと。</u>			
エ 面会・面会制限の手順 （ア）<u>高齢者及び養護者への通知</u> <u>高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限の決定は、行政処分に該当することから、行政手続法に従った対応が必要になります。処分の対象である高齢者及び養護者に対して事前に「弁明の機会の付与」の手続きを行う必要があります（行政手続法第13条第1項第2号、第29条ないし第31条）。例外として、「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある</u>	（追加） エ 面会・面会制限の手順 養護者から面会希望があった場合は状況により手順が変わりますが、一例として厚生労働省のマニュアルの内容を参考に整理しました。 （ア）養護者への告知 やむを得ない事由による措置の決定がされた場合、次のような内容を養護者に対して告知します。 ① 措置入所の実施の事実 ② 不服申し立て権について	101 103 103	・高齢者虐待防止法に基づく面会制限の実施に伴う高齢者及び養護者への通知について追記（R6年12月国通知及び国マニュアルに準拠）。

ため」に「<u>弁明の機会の付与</u>」の手続きを執ることができないときは、当該手続きは不要です（行政手続法第 13 条第 2 項第 1 号）。<u>面会制限の必要性や緊急性を踏まえて、各市町村において、「弁明の機会の付与」の手続きの可否を判断します。高齢者及び養護者には処分内容を通知するとともに、原則として、当該処分の理由を書面で具体的に示す必要があります（行政手続法第 14 条第 1 項本文、第 3 項）。他方で「理由を示さないで処分すべき差し迫った必要がある場合」には、処分時の理由提示を省略することができますが(行政手続法第 14 条第 1 項ただし書)、その場合であっても原則として「処分後相当の期間内」に書面で理由を提示する必要があります（行政手続法第 14 条第 2 項、第 3 項）。</u> <u>また、処分通知書においては、審査請求及び取消訴訟ができる旨の告示文を記載することが必要です（行政不服審査法第 82 条及び行政事件訴訟法第 46 条）。処分を通知する際は、高齢者及び養護者から、可能な限り面会制限について理解を得るようにすることが望ましいと考えられます。</u> <u>出展：厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」令和 7 年 3 月</u> （7）<u>「日常生活自立支援事業（あんしんセンター）」（地域福祉権利擁護事業）</u> ア <u>日常生活自立支援事業（あんしんセンター）</u>とは	③ 高齢者への面会方法及び面会制限に関する注意 ④ 市町村の担当者名、連絡先 （6）地域福祉権利擁護事業とは ア 地域福祉権利擁護事業とは	109 ・神奈川県では、地域福祉権利擁護事業よりも、日常生活自立支援事業（あんしんセンター）の呼称が使われている。
---	---	---